

東北医科薬科大学病院医療安全監査委員会要領

(目 的)

第1条 この要領は、医療法第19条の2及び医療法施行規則第15条の4第2項に基づき、東北医科薬科大学病院（以下「本院」という）における医療安全に係る管理体制の取組状況を、中立的かつ客観的な立場から監査実施を確保するために設置する医療安全監査委員会（以下「監査委員会」という）について定める。

(所掌事項)

第2条 監査委員会の所掌事項は次に掲げるとおりとする。

- 2 監査委員会は、医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務の状況において、管理者からの報告を求め、又は必要に応じて自ら確認を実施する。
- 3 監査委員会は必要に応じ、開設者（理事長）又は管理者（病院長）に対し、医療に係る安全管理についての是正措置を講ずるよう意見を表明する。
- 4 監査委員会は、前二項に掲げる事項について、その結果を公表する。

(組 織)

第3条 監査委員会は、次に掲げる委員長及び委員をもって組織し、開設者（理事長）が委嘱する。

- 2 監査委員会の委員は、3人以上とし、委員長及び委員の過半数は本法人と利害関係のない者(以下「外部委員」という。)から選定する。
- 3 本法人と利害関係のない外部委員には、次に掲げる者を含むものとする。
 - (1) 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験の有する者。
 - (2) 医療を受ける者その他医療従事者以外の者。(前号の者を除く)
- 4 監査委員会は年に2回以上開催すること。
- 5 開設者（理事長）は、監査委員会の委員及び選定理由を公表する。

(委員長)

第4条 監査委員会に委員長を置き、外部委員である委員のうちから開設者（理事長）が指名する者をもって充てる。

(開 催)

第5条 監査委員会は、年2回開催する。ただし、必要があるときは随時開催することができる。

- 2 監査委員会は、委員長が招集する。また、委員会開催時の議長は委員長が務める。
- 3 委員は、必要があるときは、委員長に対し監査委員会の招集を請求することができる。

(任 期)

第6条 第3条第1項に掲げる委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は前任者の残留期間とする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会には必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員長及び委員は、第2条に規程する業務の実施により、知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。また、委員を退いた後も同様とする。

(事 務)

第9条 医療安全監査委員会に関する事務は、医療安全管理部にておいて処理する。

(雑 則)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(改 廃)

第11条 本要領の改廃については、医療安全管理部規程に基づき、医療安全管理委員会の議を経て、管理者会議の承認を得るものとする。

附則

この要領は令和6年5月21日制定、令和6年6月1日より施行する。